

## 平成29年度 京都市立大宅中学校「学校いじめ防止基本方針」

### 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

#### <目的>

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものがある。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。従って、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止対策を行う。

#### <基本理念>

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行なう。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行なう。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行なう。

### 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

#### (1) いじめ対策委員会の設置

##### ・委員会名

いじめ対策委員会

##### ・構成員（職名又は校務分掌）

学校長、教頭、生徒指導部長、補導主任、各学年主任、養護教諭、  
スクールカウンセラー

##### ・実施予定

月1回生徒指導部長が招集（＊緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

##### ・取り組む内容

- ＊各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
- ＊定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ＊いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「いじめ対策委員会」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

## (2) 教職員の資質向上（校内研修）

### 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応などに対し、校内研修の充実を図る。

- ・生徒指導体制の見直し、報告、連絡、相談の徹底を図る。
- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行ない、教職員相互の観察視点の補完を行なうとともに観察視点の多角化に努める。
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識向上を図る。
- ・定期的に生徒観察の視点の点検を行ない教職員相互に補完をする。

## 3 基本的施策

### (1) 学校におけるいじめの未然防止

#### ・授業改善の充実

全ての生徒が理解できて喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業計画を立て行う。特に言語活動の充実、コミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、全ての生徒に学習基盤の定着を図る。その為に、日常的に学習規律の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで全ての生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。

#### ・人権教育の充実

いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、生徒に理解させる。生徒が人を思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

#### ・道徳教育の充実

「道徳の時間」の指導により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめを未然に防止する。生徒の発達段階に応じて心を揺さぶる教材を使い、人としての気高さや心遣い、優しさなどに触れ、自分自身の生活や行動を省みて、いじめを抑止する。いじめをしない、いじめを許さないという人間性豊かな心を育てる。生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。

#### ・体験教育の充実

生徒が他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合い、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得することは、生徒の成長において大切である。福祉体験やボランティア体験、職業体験（チャレンジ体験）など、発達段階に応じた体験活動を展開し、教育活動に取り入れる。

#### ・生徒が自主的に行なう活動の支援

生徒会活動や生徒の主體的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団行

動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現に繋げる指導を進める。

- ・生徒の啓発

京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を通して、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるように指導する。

- ・保護者や地域の方への働きかけ

授業参観、保護者懇談会の開催、ホームページ、学校、学年便りなどによる広報活動による、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。インターネットによるいじめについて、保護者に広く啓発して家庭での目配りを依頼する。

## (2) いじめの早期発見のための措置

- ・日々の観察

教職員が生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。業間の休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り、日常に生徒がいるところには、教職員がいることを目指す。スクールカウンセラーや養護教諭などと連携し、相談しやすい環境づくりをする。

- ・観察の視点

担任を中心に教職員は、生徒が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握をする。気になる言動を察知した場合、適切に指導を行い、人間関係の修復にあたる。生徒の成長の発達段階を考慮し、丁寧に継続した対応をする。

- ・教育相談、クラスマネジメントシートの実施

日常生活の中での教職員の声掛けなど、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。定期的にクラスマネジメントシートを複数回実施し、生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りに傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。教職員と生徒の信頼関係を形成する。

## (3) 教職員の資質向上

日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。校内研修会などでいじめ防止対策に関する研修を実施する。

## 4 いじめが起こったときの措置

### (1) 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けた時は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有して今後の対応等について検討する。その際、(いじめ防止対策推進法)などを踏まえ、いじめの有無の確認について、被害生徒の支援や加害生徒への指導、周りの生徒の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応などについて努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取り組みを進める。

## (2) いじめが発覚したときの対応

- ①いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認する。当事者双方、周りの生徒から、個々に聴き取り記録。関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握。
- ②全教職員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ③いじめの事実が確認された場合は、直ぐにいじめを止めさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。保護者には、事実確認により判明したいじめの事案に関する情報を適切に提供する。
- ④いじめを受けた生徒が安心して登校できるように、保護者と連携し、場合によっては一定期間、別室などで学習を行わせることも考慮する。スクールカウンセラーなどを活用し、心のケアを図る。
- ⑤いじめの関係者間において争いが生じないように、いじめの事案に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置をとる。
- ⑥生徒理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。

## (3) ネットを通じて行なわれるいじめへの対応

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室などを行う。
- ・教育委員会や警察と連携し「非行防止教室」を実施により、インターネットや携帯電話の利用について危険性は勿論のこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ネットパトロールを利用し、個人情報漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行ない、問題掌握時に適切に指導を行なう。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行なう。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### (2) 重大事態が発覚した時の対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ・重大事案が発生した旨を，教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については，いじめを受けた生徒・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 6 地域・家庭・関係機関との連携

### (1) 地域・家庭との連携

社会全体で生徒を見守り，健やかな成長を促すためには，学校関係者と地域，家庭との連携が必要である。特に，保護者が子供の教育について第一義的責任を負い，規範意識等を養うための指導等をより適切に行うためには，地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり，PTAや地域の関係団体等と学校とが，いじめの問題も含めた児童生徒の現状について共通理解に立ち，連携し協働で取り組むように努めることが必要である。生徒のよりよい学びのために，学校が積極的に家庭・地域と連携して，学校が家庭・地域と一体となって地域ぐるみで生徒を育てる体制づくりを進めていく中で，いじめの防止等についても，対応を図っていくことが極めて重要である。また，いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから，生徒が日頃から，異なる年齢を含めた他の児童生徒や大人と関わりを持つ機会を作ることも重要である。

### (2) 関係機関との連携

いじめにより生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は，速やかに教育委員会に報告し，その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは，生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは，所轄の警察署と連携して対処する。また，生徒の生命，身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄の警察署に通報し，適切に援助を求める。

## 7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし，年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

| 月 | 対策会議や校内研修等                                | 未然防止に向けた取組や行事等 | アンケートの実施や教育相談週間等 | 保護者への啓発等    |
|---|-------------------------------------------|----------------|------------------|-------------|
| 4 | 生徒指導研修会<br>家庭訪問週間<br>いじめ対策委員会<br>不登校対策委員会 |                |                  | 入学式後の保護者説明会 |

|    |                                 |                                 |                                                   |                                       |
|----|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 5  | 生徒理解研修会<br>いじめ対策委員会<br>不登校対策委員会 |                                 | 生徒による学校評価                                         |                                       |
| 6  | いじめ対策委員会<br>不登校対策委員会            | 生徒総会<br>修学旅行（3年生）               | クラスマネジメン<br>トシートの実施<br>いじめに関するア<br>ンケート<br>教育相談週間 | 土曜参観<br>部活動懇談会                        |
| 7  | いじめ対策委員会<br>不登校対策委員会            | 非行防止教室<br>携帯安全教室                |                                                   | 地域懇談会<br>三者懇談会<br>P T A 合同地域パト<br>ロール |
| 8  | 夏季休業                            | 夏季休業                            | 夏季休業                                              | 夏季休業                                  |
| 9  | いじめ対策委員会<br>不登校対策委員会            | 学校祭（文化祭）合<br>唱コンクール<br>（学級集団作り） |                                                   |                                       |
| 10 | いじめ対策委員会<br>不登校対策委員会            | 学校祭（体育祭）<br>（学級集団作り）            | クラスマネジメン<br>トシートの実施<br>いじめに関するア<br>ンケート<br>教育相談週間 |                                       |
| 11 | いじめ対策委員会<br>不登校対策委員会            | チャレンジ体験学習<br>（2年生）              |                                                   |                                       |
| 12 | いじめ対策委員会<br>不登校対策委員会            | 人権学習                            |                                                   | 三者懇談会<br>P T A 合同地域パト<br>ロール          |
| 1  | いじめ対策委員会<br>不登校対策委員会            |                                 |                                                   | 新入生保護者説明会                             |
| 2  | いじめ対策委員会<br>不登校対策委員会            |                                 | クラスマネジメン<br>トシートの実施                               |                                       |
| 3  | いじめ対策委員会<br>不登校対策委員会            |                                 |                                                   |                                       |

